## 労働局の相談窓口

### 雇用管理改善のご相談は各労働局へ

光掛日	<b>=</b> ⊞	泰託妥品	<b>工工</b> 机 口		
労働局	課	電話番号	000 0500	所在地	
北海道労働局	職業対策課	011 (709) 2311 (代表)		札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階	
青森労働局	職業対策課	017 (721) 2003 (代表)		青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	
岩手労働局	職業対策課	019 (604) 3005 (直通)		盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	
宮城労働局	職業対策課	022 (299) 8062 (直通)		仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	
秋田労働局	職業対策課	018 (883) 0010 (代表)		秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	
山形労働局	職業対策課	023 (626) 6101 (直通)		山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	
福島労働局	職業対策課	024 (529) 5096 (直通)	960-8021		
茨城労働局	職業対策課	029 (224) 6219 (直通)	310-8511		
栃木労働局	職業対策課	028 (610) 3557 (直通)		宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階	
群馬労働局	職業対策課	027 (210) 5008 (直通)	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	
埼玉労働局	職業対策課	048 (600) 6209 (直通)		さいたま市中央区新都心11-2 ランド アクシス・タワー15階	
千葉労働局	職業対策課	043 (221) 4391 (直通)		千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階	
東京労働局	職業安定課	03 (3512) 1656 (直通)		千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階	
神奈川労働局	職業対策課	045 (650) 2801 (直通)		横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	
新潟労働局	職業対策課	025 (288) 3508 (直通)		新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	
富山労働局	職業対策課	076 (432) 2793 (直通)	930-8509		
石川労働局	職業対策課	076 (265) 4428 (直通)		金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	
福井労働局	職業対策課	0776 (26) 8613 (直通)		福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	
山梨労働局	職業対策課	055 (225) 2858 (直通)	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	
長野労働局	職業対策課	026 (226) 0866 (直通)	380-8572		
岐阜労働局	職業対策課	058 (245) 1314 (直通)	500-8723		
静岡労働局	職業対策課	054 (271) 9970 (直通)		静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	
愛知労働局	職業対策課	052 (219) 5508 (直通)		名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング15階	
三重労働局	職業対策課	059 (226) 2306 (直通)		津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	
滋賀労働局	職業対策課	077 (526) 8686 (直通)		大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階	
京都労働局	職業対策課	075 (275) 5424 (直通)		京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	
大阪労働局	職業対策課	06 (4790) 6310 (直通)		大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階	
兵庫労働局	職業対策課	078 (367) 0810 (直通)		神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	
奈良労働局	職業対策課	0742 (32) 0209 (直通)		奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	
和歌山労働局	職業対策課	073 (488) 1161 (直通)	640-8581		
鳥取労働局	職業対策課	0857 (29) 1708 (代表)		鳥取市富安2-89-9	
島根労働局	職業対策課	0852 (20) 7020 (直通)		松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	
岡山労働局	職業対策課	086 (801) 5107 (直通)	700-8611		
広島労働局	職業対策課	082 (502) 7832 (直通)		広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	
山口労働局	職業対策課	083 (995) 0383 (直通)		山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	
徳島労働局	職業対策課	088 (611) 5387 (直通)		徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	
香川労働局	職業対策課	087 (811) 8923 (直通)		高松市サンボート3-33 高松サンボート合同庁舎北館3階	
愛媛労働局	職業対策課	089 (941) 2940 (直通)		松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階、6階	
高知労働局	職業対策課	088 (885) 6052 (直通)	780-8548	高知市南金田1番39	
福岡労働局	職業対策課	092 (434) 9806 (直通)		福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階	
佐賀労働局	職業対策課	0952 (32) 7217 (直通)	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階	
長崎労働局	職業安定課	095 (801) 0040 (直通)		長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	
熊本労働局	職業安定課	096 (211) 1703 (直通)		熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9階	
大分労働局	職業対策課	097 (535) 2090 (直通)		大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアブラザビル3階	
宮崎労働局	職業対策課	0985 (38) 8824 (直通)		宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階	
鹿児島労働局	職業対策課	099 (219) 8712 (直通)	892-0847		
沖縄労働局	職業対策課	098 (868) 3701 (直通)	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎 (1号館) 3F	

(平成30年3月時点)







人材確保のための雇用管理改善促進事業。

# 人材確保に「効く」 課題チェック表

(運輸(トラック輸送)分野)



# 人材確保に「効く」 課題チェック表 (運輸(トラック輸送)分野)



運輸業においてはドライバー志望者が減少して応募が少なく、採用難になっています。ドライバーの採用に関しては、魅力的な労働条件や環境など就労条件の向上と、その条件のアピールが必要です。採用したドライバーに長く活躍してもらうためには、「この会社で働きたい」「車が好き」といった個人の志向や適性を把握することが重要です。また、社内コミュニケーションについては、事業所長や経営者などが「自分を気にかけてくれている」と感じられるような環境づくりが定着の大きなポイントです。

# あなたの事業所では、以下のような課題を抱えていませんか?

就

労

件

理念

価

値

# 採用管理

定

着

理

### 一つでも当てはまったら →→→

- □ドライバーの採用計画を達成できない、求人を出しても応募者が来ない等、**ドライバーが量的に不足**している。
- □求人広告の出稿先を長い間変えていない等、求人方法が 固定化しており、広告の反応がない。
- □求人広告が競合他社と似た内容になり独自の良さをアピールできない等、求人のスキルに不安がある。
- □会社案内やウェブサイトが更新されていない等、**会社の長 所をアピールできていない**。
- □若手ドライバーを採用したい場合には**求人広告のスマート** フォン対応が必須だが、対応できていない。
- □応募はあるが、運転が簡単と考え**ドライバーの業務内容を** 十分理解せずに応募する人が増えている。業務内容について「トラック輸送」「配達」では不十分で、より具体的な業 務内容の記載が求められている。
- □重たい貨物の手積み・手降ろし業務がある場合は女性が活躍し辛い、貨物が花卉などの場合は女性が活躍しやすいなど、扱う貨物とその負荷・業務内容の関係を踏まえた上での採用戦略が明確になっていない。

### 募集段階の取組を見直し てみましょう。

採用基準や選考に関す る改善が有効です。

### **一つでも当てはまったら** →→→

- □人手不足が続いているため、管理職層がドライバーとして 現場に出てしまい、一般職の社員に対するフォローが行き 届かずに離職者が出てしまう。
- □入職後に**ドライバー業務の大変さ・責任の重さ**に気づき、適 応できないまま退職してしまう。
- □ドライバーとしてスキルが上がったとしても、職位を上げる、昇進させる等の処遇の向上ができない。
- □ドライバーとしての将来的な成長が描けないという理由で 退職してしまう。
- □ドライバーの給与は多くの事業所で歩合制を採用している。業務効率や配達実績は直接的に給与に反映しているが、社会人としての一般的なスキルの評価が難しい。
- ■顧客からの評価は事業所として把握して昇格の判断材料にすることもあるが、給与に反映することが難しい。
- □ 定時配達ではモチベーションには繋がらず、各ドライバー にあわせてモチベーションをあげるような仕組みがない。
- □従業員の高齢化に伴い、業務遂行や健康面に配慮が必要 なドライバーが増加している。業務以外の端末機の操作等 に苦労する者も多い。
- □他社との差別化や業務拡大のため、**有料の業務で付加価** 値をつける必要性があるが、高度な訓練が必要である場合 には現場の負担が大きい。

新しく採用した人の配置 や配属に関する改善が 有効です。

**評価制度やキャリアパス** を見直してみましょう。

教育訓練や能力開発は 充実していますか?

### **一つでも当てはまったら** →→→

- □長時間労働となりやすい業態であり、休暇がとれない等、 働き方と労働条件について不十分な部分がある。
- □ドライバーの職業病として腰痛があり、重いものを持つなど業務負荷が高い。
- □長距離トラックのドライバーについては夜勤がある。
- □現状はフルタイムのドライバーの雇用形態が中心で雇用形態が画一的であることが多く、柔軟な働き方を求める女性等の採用が難しい。
- □運転距離の違いや取扱貨物により雇用管理方針が異なり、多様な働き方の工夫が難しい。
- □女性用更衣室がない、女性用トイレがない、休憩スペース がない等、職場環境の整備が不十分で女性の応募を期待 できない。
- □荷主からの苦情が出る社員がいるが、(業務命令を出すための根拠がないため)配置転換などうまく対応できない。
- □ドライバーの職業上、ルートが異なると同じ会社内にいて も顔を合わさないということもあり、社員間の横でのつな がりが希薄である。
- □競合他社と比較して社内イベントや社員旅行など福利厚生 が不十分等、定着に必要な制度・手当が不足している。

# 会社の人間関係は良好

な状態でしょうか?

会社の労働条件は適切

に整理されていますか?

職場環境は従業員にとつ

て快適な状況でしょうか?

給与以外の手当てや制度は 定着を高める効果があります。

### **一つでも当てはまったら** →→→

- □ドライバーも含めて、一般の社員に経営理念や仕事と家庭 の両立支援の取組を紹介する機会がない。
- □社員の仕事や働き方に対する希望がわからない。
- □運行管理者のルート決定や経営層から荷主への待機時間 削減協力依頼など、働き方や仕事の進め方について取組 が不十分である。
- □入職時のドライバーに対する業務**イメージ**と業務開始後 の実際の業務内容の差によってモチベーションが上がら ず、退職してしまう。
- □経営層とドライバーのコミュニケーションが少ないため、ドライバーが経営層から大事にしてもらえてないと感じてしまうことがある。

経営理念は会社の基本方針として重要です。

組織文化は従業員の働 き方に大きな影響を与え ます。

チェック表をとおして、事業所の課題はみつかりましたか?

雇用改善にご興味をお持ちの方は、「人材確保のための雇用管理改善促進事業 人材確保に効く事例集」をご参照ください。 詳細は厚生労働省のウェブサイト(働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト)をご確認ください。 http://koyoukanri.mhlw.go.jp/